株式会社トイファクトリー レンタカー＆シェア事業部 貸渡約款

ご利用前に必ずお読みください。

個人情報の取扱いについて

1. 借受人（貸渡契約の申し込みをしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」、「運転者」という）は、株式会社トイファクトリー レンタカー＆シェア事業部（以下「当社」といいます）が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。

（1）貸渡証作成等、レンタカーに関する基本通達（自旅第 138 号 平成 7 年 6 月 13 日、以下「基本通達」という）に基づくレンタカー事業者の義務を履行すること。

（2）借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。

（3）自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、e メールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内すること。

（4）商品開発等又はお客様満足度向上施策検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。

（5）個人情報を統計的に集計、分析し、個人の識別、特定できない形態に加工した統計データを作成すること。

2. 借受人及び運転者は、当社が下記に示した範囲において借受人及び運転者の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、借受人及び運転者は、本項に基づく提供のうち、商品・サービス等の営業案内及びアンケート調査を目的とするものについては、当社に申し出ることにより、その停止を求めることができます。

（1）提供内容：利用車種クラス、使用目的、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び運転者の氏名・住所等の個人情報。

（2）提供先及びその利用目的

提供先

- 株式会社トイファクトリーインターナショナル
- 株式会社トイファクトリーと正規代理店契約を締結している各社
- 車両の受渡し、乗捨て（ワンウェイ）時の回送、整備、清掃、予約及び決済の処理、お客様対応その他レンタカー事業の運営に必要な業務について、当社が委託し又は協力を求める個人又は団体
- 事故・故障・盗難その他のトラブル発生時の対応に必要な保険会社、警察、医療機関、修理工場、レッカー業者等の個人又は団体

提供先の利用目的

- 借受人又は運転者に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと
- 前記の委託又は協力に係る業務を行うにあたり、借受人又は運転者の本人確認、連絡その他必要な対応を行うこと
- 借受人又は運転者に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策検討等の参考にする目的で、レンタカーを借受した動機など、あるいは当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること
- 貸渡契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案及び正規代理店を含む当社グループ全体としての体制整備
- 事故、故障、盗難その他のトラブルの処理及び解決に必要な対応を行うこと

3. 借受人及び運転者は、次のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）及び株式会社トイファクトリーで共有する貸渡注意者リスト（以下「貸渡注意者リスト」という）に 7 年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

（1）借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第 17 条第 6 項に定める費用を当社に支払わなかったとき。

（2）第 24 条第 1 項各号に該当したとき。

4. 借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。

（1）全レ協システムに登録された貸渡情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。

（2）貸渡注意者リストに登録された貸渡情報が、株式会社トイファクトリー、株式会社トイファクトリーと正規代理店契約を締結している各社及び当社が車両の受渡しその他の業務を委託し又は協力を求める個人又は団体に利用されること。

5. 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページ等により公表します。 https://toy-factory.jp/privacy/

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. 当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第 2 章 予約

第 2 条（予約の申込）

1. 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。

2. 当社は、借受人から予約があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。

3. 前項の場合、借受人は、当社の求めがあった場合、別紙【支払に関する規定】に基づき、当社所定のレンタル料金の全額又はその一部を支払うものとします。

第 3 条（予約の変更）

1. 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。2 回目以降の予約変更については、1 回の変更につき別紙【手数料一覧】に定める予約事務手数料を支払うものとします。

2. 借受人の希望する変更が、予約状況その他の事情により当社において対応できず、借受人が当初の予約条件では利用しないと申し出た場合は、当該予約は借受人の都合による取消とみなし、別紙【取消に関する規定】に定める取消料を申し受けるものとします。

3. 前各項にかかわらず、借受開始日の 7 日前から借受開始日当日まで（この期間内に予約をした場合は、予約当日を含む）の間に、借受人の都合により貸渡日程の変更を申し出た場合、当該申出は予約の変更ではなく、借受人の都合による予約の取消しとして取り扱うものとします。この場合、借受人は、別紙【取消に関する規定】に定める取消料を支払うものとします。なお、変更後の日程での利用を希望する場合は、新たな予約として取り扱います。

第 4 条（予約の取消及び貸渡契約の成立）

1. 貸渡契約は、借受人が第 2 条第 1 項の予約の申込を行い、これに対する当社の承諾の通知が借受人に到達した時に成立するものとします。

2. 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。借受人の都合による予約の取消しについては、別紙【取消に関する規定】に定める取消料を申し受けます。

3. 当社の都合により予約が取り消されたときは、当社は、受領済みの貸渡料金がある場合は借受人に返還するものとします。この場合の送金手数料は当社の負担とします。

4. 前 2 項に定める場合以外の事由（天災、第三者の行為その他借受人及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由をいい、具体的には別紙【取消に関する規定】の 2（取消料の免除）に定める事由を指す。）により予約が取消されたときは、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還するものとします。ただし、当該事由が借受期間の一部の日にのみ生じる場合は、その日数分の貸渡料金に限り返還し、残りの日数分の取消しについては第 2 項の定めによるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、当該事由を証明する書類の確認又は関係団体への照会を行うことができるものとします。なお、送金手数料は折半とします。

5. 借受人及び当社は、予約が取消されたことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

第 5 条（代替レンタカー）

1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーの貸渡ができない時は、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2. 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡すことが可能なときは、前条の規定にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。

3. 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4. 借受人が第 2 項の申込を拒絶した場合、予約は当社の都合により取り消され~~る~~たものとみなし、前条第 3 項を適用します。ただし、予約のあった条件のレンタカーを貸し渡せない原因が前条第 4 項に定める事由によるときは、同項を適用します。

第 6 条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができるものとします。

2. 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第 3 章 貸渡

第 7 条（本人確認及び必要書類の提出等）

1. 当社は、第 4 条第 1 項により成立した貸渡契約に基づくレンタカーの引渡しに際し、借受人及び運転者に対し、本条に定める確認及び手続を行うものとします。

2. 運転者は、レンタカーの引渡しにあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

3. 当社は、基本通達 2（10）及び（11）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第 13 条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許証の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、レンタカーの引渡しにあたり、運転者の運転免許証を確認します。この場合、運転者は、自己の運転免許証を当社に提示し、当社がその写しをとることに同意するものとします。借受人と運転者が異なるときは、借受人は、運転者にこれらを行わせるものとします。

4. 前項に加え、運転者が外国人であり、道路交通法その他の法令に基づき外国の運転免許証により運転する場合には、当該運転者は、レンタカーの引渡しにあたり、当該外国の運転免許証（母国の運転免許証）に加え、国際運転免許証又は法令により認められた機関が作成した当該外国の運転免許証の翻訳文を当社に提示するものとし、当社が必要と認めた場合には、当社がその写しをとることに同意するものとします。これらの提示がない場合、当社は貸渡しを行いません。

5.

借受人及び運転者は、レンタカーの引渡しにあたり、運転免許証の他に身元を証明する書類（外国人の場合はパスポート）を当社に提示するものとし、当社がその写しをとることに同意するものとします。

6. 借受人は、レンタカーの引渡しにあたり、借受人及び運転者の携帯電話番号等の緊急連絡先を当社に届け出るものとします。

7. 当社は、レンタカーの引渡しにあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。

8. 当社は、借受人又は運転者が前各項に従わない場合は、レンタカーの引渡しを拒絶し、貸渡契約を解除することができるものとします。この場合は、第 8 条第 3 項を適用します。

第 8 条（貸渡拒絶）

1. 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合は、レンタカーの引渡しを拒絶するとともに、貸渡契約を解除することができるものとします。

（1）レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。

（2）前号の運転免許証を取得した日から、当社が定める 3 年以上を経過していないとき。

（3）酒気を帯びていると認められるとき。

（4）麻薬・覚せい剤・シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。

（5）チャイルドシートがないにもかかわらず、6 歳未満の幼児を同乗させるとき。

（6）約款冒頭の「個人情報の取扱いについて」に定める全レ協システム又は貸渡注意者リストに登録されているとき。

（7）指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

（8）当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は威迫的、脅迫的若しくは著しく粗野若しくは侮辱的な言動を用いたとき。

（9）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

（10）約款及び細則に違反する行為があったとき。

（11）その他、当社が合理的な判断に基づいて不適当と認めたとき。

2. 前項各号のいずれかに該当する行為により、当社又は当社の従業員その他関係者に損害が生じた場合には、当社は、借受人又は運転者に対して、その一切の損害（財産的損害・信用毀損による損害、業務上の損害、精神的損害及び弁護士費用を含むが、これに限らない。）について賠償を請求できるものとします。

3. 第 1 項により貸渡契約が解除されたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとみなし、借受人は別紙【取消に関する規定】に定める取消料を支払うものとし、当社は、受領済みの貸渡料金から当該取消料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、第 1 項第 11 号に該当する場合であって、借受人及び運転者の責に帰すべき事由がないときは、当社は受領済みの貸渡料金の全額を返還するものとします。

第 9 条（レンタカーの引渡し等）

1. 当社は、第 4 条第 1 項により成立した貸渡契約に基づき、第 2 条の借受開始日時及び借受場所において、レンタカー（付属品を含む。以下同じ）を借受人に引渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の引渡しを受けるにあたり、当社所定の貸渡証に署名するものとします。貸渡契約は、第 4 条第 1 項に定めるとおり、予約の申込に対する当社の承諾の通知が借受人に到達した時にすでに成立しており、当該署名は貸渡契約の成立要件ではありません。当該署名は、借受人及び運転者の本人確認、レンタカーの状態の確認並びに貸渡証の受領を確認するためのものです。

3. 受領済みの支払金は、貸渡料金の一部に充当されるものとします。

4. 借受人が、正当な理由なく第 2 項の署名を拒み、又は借受開始日時にレンタカーの引渡しを受けないときは、当社は、これを借受人の都合による解約とみなし、別紙【取消に関する規定】に定める取消料を申し受けることができるものとします。借受開始時刻から 1 時間を経過してもなお、借受人からの事前の連絡がなくレンタカーの引渡しが開始されない場合も、当社が特に認めない限り、同様に借受人の都合による解約とみなします。

5. 当社は、レンタカーの引渡しにあたり、別紙【セキュリティデポジット】に定めるところにより、借受人に対し保証金の預託を求めることができるものとし、借受人はこれに応じるものとします。借受人が正当な理由なくこれに応じないときは、当社はレンタカーの引渡しを拒絶することができるものとし、この場合は前項を準用します。

第 10 条（貸渡料金）

1. 借受人は、貸渡契約に基づき、当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

（1）基本料金

（2）付属品レンタル料金

（3）免責補償料

（4）NOC 補償料

（5）引取配車料

（6）その他の料金

3. 基本料金の上限は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金によるものとします。

4. 当社が、貸渡料金を、第 2 条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した金額と貸渡時の料金のうち、いずれかの低い方の料金を支払うものとします。

第 11 条（借受条件の変更）

1. 借受人は、レンタカーの引渡し後、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 12 条（点検整備等）

1. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）及び第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

4. チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシート装着について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、レンタカーを引渡したときには、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。

3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

4. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第 4 章 使用

第 14 条（借受人の管理責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第 15 条（日常点検整備）

1. 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に、道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施するものとし、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について目視等により点検しなければならないものとします。

2. 借受人は、日常点検整備実施後、レンタカーに異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

3. 第 1 項の日常点検整備を怠ったことに起因して故障・事故その他のトラブルが生じたときは、借受人又は運転者は、第 29 条の定めにより、これによって当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。また、当社は、当該トラブルにより借受人、運転者、同乗者その他の者に生じた損害につい

て、賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

第 16 条（禁止行為）

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。当該違反に起因して生じた損害については、当社が提供する保険及び補償制度の適用対象外とします。

（1）当社の事前の書面による承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること、又は第三者に対する対価を伴う利用に供すること。

（2）レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第 7 条の運転者以外の者に運転させること。

（3）レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

（4）レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

（5）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

（6）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること（公道における過度な速度超過その他の重大な交通法規違反を含む）。

（7）飲酒運転を行うこと。

（8）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

（9）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

（10）当社の承諾を得ることなく、撮影又はイベント等にレンタカーを使用すること。

（11）その他第 2 条第 1 項の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

2. 搭乗時間 8 時間以上の航空便（以下「長距離フライト」という）により入国した運転者が、当該入国日（日本時間）にレンタカーの引渡しを受ける場合には、当社は、疲労による事故を防止するため、引渡しの時から当該入国日の 24 時（日本時間）までの間（以下「入国日制限期間」という）、レンタカーの運行範囲を貸渡場所から半径 150 キロメートル以内に制限することができるものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。当社は、これをレンタカー貸渡しの条件とします。この場合において、借受人又は運転者は、当社の求めに応じ、搭乗便に係る情報を確認できる資料を提示するとともに、当日の宿泊予定地を当社に申告するものとします。

3. 当社は、入国日制限期間中に事故が発生した場合に限り、前項の条件の遵守状況を確認する目的で、第 18 条に定める GPS 機能により記録された位置情報を確認することができるものとします。

4. 前項の確認の結果、借受人又は運転者が第 2 項の条件に違反していたことが判明したときは、当該事故について当社の免責補償制度は適用されず、借受人又は運転者は免責額を負担するものとします。

5. 借受人又は運転者は、当社の事前の承諾を受けることなく、ペットをレンタカーの車内に同伴してはならないものとします。事前の承諾の有無にかかわらず、ペットの同伴により、毛、臭気、汚損、破損その他の原状回復を要する状態が生じ、その回復に通常の清掃又は整備の範囲を超える費用を要する場合には、借受人又は運転者は、その清掃、消臭、修理又は交換に要する費用の全額を負担するものとします。

第 17 条（違法駐車）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、当社自らレンタカーを警察から引取る場合があります。

3. 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うとともに、当社に生じた営業上の損害（逸失利益を含むが、これらに限られない。）を賠償するものとします。

4. 当社は、第 2 項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し第 2 項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が第 2 項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。

この場合において、原則として当社は未経過期間に相当する貸渡料金その他既に受領した金員を返還する義務を負わないものとします。

5. 約款冒頭の個人情報の取り扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を

行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

6. 借受人又は運転者がレンタカー返還までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

（1）放置違反金相当額

（2）探索費用及び車両管理費用

（3）当該違反処理及び対応に要した、当社又は当社従業員等の交通費、人件費その他一切の費用

7. 当社は、借受人又は運転者が前項に基づき放置違反金相当額を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還するものとします。

第 18 条（GPS 機能）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（1）貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

（2）第 24 条第 1 項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置などを確認するため。

（3）第 16 条第 2 項に定める入国日制限期間中に事故が発生した場合に、同項の条件の遵守状況を確認するため。

（4）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上のためのマーケティング分析に利用するため。

（5）借受人及び運転者は、GPS 機能を故意に停止させた場合、又は記録データを故意に消去した場合、別紙【違約金一覧】に定める違約金を負担することに同意するものとします。

2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 19 条（ドライブレコーダー）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（1）事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

（2）その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。

（3）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

（4）借受人及び運転者は、ドライブレコーダーを故意に停止させた場合、又は記録データを故意に消去した場合、別紙【違約金一覧】に定める違約金を負担することに同意するものとします。また、ドライブレコーダーを故意に停止させた状態又は記録データを故意に消去した状態で事故が発生した場合は、当社の免責補償制度の対象外となり、借受人又は運転者が損害を自己負担することにも同意するものとします。

2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 5 章 返還

第 20 条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、借受期間満了時までに、所定の返還場所において、レンタカー及び付属品を当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、事由のいかんを問わず、前項の返還をすることができないとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

3. 事故、故障その他の事由による場合を含め、借受人又は運転者が第 1 項の返還をしなかったとき、又はレンタカーが所定の返還場所以外の場所にあるときは、借受人又は運転者は、次の各号に定める金員を当社に支払うものとします。ただし、これらが借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由によるものであり、かつ、借受人又は運転者が前項の連絡を行ったときは、この限りではありません。

（1）第 22 条に定める延長料金又は超過料金

（2）レンタカーを所定の返還場所へ回送するために要する費用（以下「回送費用」といいます。）のうち、保険その他の補償によって塡補されない部分

（3）当社に生じた損害（逸失利益を含みます。）の賠償金

第 21 条（レンタカーの確認等）

1. 借受人は、ガソリン等の燃料を満タンに補充の上、当社立会いのもとに、レンタカーの通常使用による劣化・摩耗を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。なお、ガソリン等補充なく返還された場合は、第 23 条第 2 項に定めるとおり、レンタカーの引渡しまでに燃料精算金を支払うこと、又は同項ただし書に定める燃料パックを申し込むことで代替することができるものとします。

2. 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。当社は、遺留品の有無を確認する義務を負わず、遺留品の紛失、滅失又は毀損について責任を負わないものとします。

3. 当社は、レンタカーの返還後に遺留品を発見したときは、返還の日から 1 週間これを保管するものとします。当社は、当該期間内に借受人から引取りの申出があったときは、借受人の選択により、次のいずれかの方法で遺留品を引き渡すものとします。

（1）送料着払いにより、借受人の指定する日本国内の場所へ送付する方法

（2）借受人が当社の指定する場所で直接受け取る方法。この場合、当社は、返還の日から 1 か月を経過するまで遺留品を保管するものとします。

当社は、日本国外への送付は行わず、また、前各号に定める期間を超えて遺留品を保管する義務を負わないものとします。当該期間内に申出がないとき、日本国内の送付先の指定がないとき、又は第 2 号の期間内に受取りがないときは、当社は当該遺留品を廃棄することができるものとします。

第 22 条（レンタカー返還時期等）

1. 借受人は、第 11 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金（以下「延長料金」といいます。）を支払うものとします。

2. 借受人がレンタカーの引渡しまでに免責補償制度・NOC 補償制度に加入したときは、延長時の借受期間に対応する免責補償料・NOC 補償料と、支払い済みの免責補償料・NOC 補償料の差額を支払うものとします。

3. 借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過してレンタカーを返還したときは、超過した時間について、別紙【違約金一覧】に定める超過料金を支払うものとします。なお、借受人は、当該超過料金の支払いとは別に、当社に生じた一切の損害（逸失利益を含むが、これらに限られない。）を賠償する責任を負うものとします。

第 23 条（精算）

1. 借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金、回送費用等の未精算金（以下「未精算金」という）がある場合には、当該未精算金を直ちに当社に支払うものとします。

2. レンタカーの返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、燃料の残量にかかわらず、別紙【燃料精算金】に定める額（以下「燃料精算金」といいます。）を直ちに当社に支払うものとします。ただし、レンタカーの引渡しまでに燃料パック（別紙【燃料精算金】に定めるものをいう。）を申し込み、その料金を支払った借受人は、燃料を補充することなくレンタカーを返還することができ、この場合は燃料精算金の支払を要しないものとします。

第 24 条（レンタカーが返還されなかった場合の措置）

1. 当社は、借受人に次の各号いずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、車両位置情報システムを利用しレンタカーの所在確認や、借受人又は運転者の家族、親戚、勤務先等の関係者へ聞取り調査など必要な措置を実施するとともに一般社団法人全国レンタカー協会への不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

（1）借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

（2）借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2. 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

3. 当社は、借受人又は運転者が借受期間満了日時から起算して 24 時間以内にレンタカーの返還がなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合、または当社が合理的な判断に基づいて盗難だと認める場合は、管轄警察署へ盗難届を提出するものとします。

第 6 章 故障・事故・盗難時の措置

第 25 条（レンタカーの故障）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに安全な場所に停止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。ただし、当社の営業時間外であるとき又は当社と連絡が取れないときは、案内資料に記載された連絡先及び手順に従って対応し、その後速やかに当社に連絡するものとします。

2. 異常又は故障が借受人又は運転者の故意又は過失による場合には、借受人又は運転者は、第 29 条の定めにより、当社に生じた損害（レンタカーの引取り及び修理に要する費用、営業補償としてのノンオペレーションチャージ（NOC）並びにこれらに関連する一切の費用を含む。）を賠償する責任を負うものとします。

3. 異常又は故障が当社の責に帰すべき事由によるときは、当社は、速やかに、代替レンタカーへの交換、現地での修理、当社が指定する修理工場等における修理その他の措置のうち、当社が合理的に適切と判断する方法により必要な措置を講じるものとし、これに要する費用（レンタカーの引取り及び修理に要する費用を含みます。）を負担します。この場合において、レンタカーを使用することができなくなったときは、第 28 条第 3 項及び第 4 項の定めによるものとし、借受人又は運転者に生じた損害の賠償については、第 29 条第 5 項及び第 6 項の定めによるものとします。

4. 異常又は故障が当社の責に帰すべき事由によらないときは、次の各号によるものとします。

（1）借受人又は運転者は、当該異常又は故障に気付き次第、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従い、当社が指定する修理工場等において修理を受けるものとします。

（2）異常又は故障が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由（灯火類の球切れその他、定期点検及び日常点検によっては通常発見することができない事象を含みます。）によると

きは、修理に要する費用は当社が負担します。借受人又は運転者が当社の指示又は承諾を得て自らこれを支出したときは、当社は、相当と認められる額を借受人又は運転者に償還するものとします。

（3）異常又は故障が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、当社は、修理その他これに関連する一切の費用を負担せず、第 2 項の定めによるものとします。

（4）異常又は故障の原因が明らかでないときは、第 2 号に定める事由によるものとして取り扱います。

（5）当社は、修理に要する期間中における借受人、運転者及び同乗者の移動手段又は宿泊の手配について責任を負わず、当該期間中に生じた損害（予約済みの宿泊施設を利用できなかったこと、旅程の変更を余儀なくされたことその他の事由による損害を含むが、これらに限られない。）についても責任を負わないものとします。

（6）レンタカーを使用することができなくなったときは、第 28 条の定めによるものとします。

第 26 条（事故）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故（人、他の車両、建造物、工作物その他の物との接触をいい、損害の程度及び負傷者の有無を問わない。以下同じ）が発生したときは、直ちに安全な場所に停止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置を順次とるものとします。

（1）非常点滅表示灯を作動させたうえでエンジンを停止し、車外の安全な場所に退避すること。

（2）負傷者があるときは、直ちにその救護を行い、必要に応じて救急（119 番）に通報すること。

（3）非常点滅表示灯の作動、発炎筒の使用及び停止表示器材の設置により、後続車に対する危険防止の措置をとること。

（4）直ちに警察（110 番）に通報し、事故の日時及び場所、負傷者の状況並びに損害の程度を報告すること。この通報は事故の現場を離れる前に行うものとし、相手方から通報の必要がない旨の申出があった場合も同様とする。

（5）事故の日時及び場所、相手方の氏名、住所、連絡先、運転免許証及び車両に関する情報、警察署名及び担当者名、負傷の程度並びに損害の状況を記録し、あわせて写真により保存すること。

（6）前各号の措置をとった後、速やかに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（7）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

（8）事故に関して当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

（9）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3. 当社は、借受人又は運転者のため、事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

6. 借受人又は運転者が第 1 項第 4 号の通報を行わずにレンタカーを返還したときは、次のとおりとします。

（1）借受人又は運転者は、返還の際に、当社の店舗又は返還場所から警察に事故を届け出るものとします。

（2）借受人又は運転者は、警察の求めに応じて事故の現場に赴き、警察による確認に立ち会う等、事故の事実確認に協力するものとします。

（3）前 2 号に要する費用、及びこれにより営業損失が発生した場合、借受人の負担とします。

（4）警察への事故報告が行われない場合、免責補償制度及び NOC 補償制度は、加入している場合であっても適用されません。

（5）借受人又は運転者は、当社から別途の案内がない限り、免責額及びノンオペレーションチャージをレンタカーの返還時に直ちに当社に支払うものとします。

第 27 条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄の警察に通報すること。

（2）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（3）盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 28 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、約款第 5 章の定めにより直ちにレンタカー及び付属品を当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第 5 章の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、約款第 29 条の定めにより当社に与えた損害（レンタカーの引取及び修理等に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵その他当社の責に帰すべき事由による場合は、当社は、借受人に対し、代替レンタカーの提供を申し込むものとします。代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 3 項を準用します。

4. 前項の場合において、借受人が代替レンタカーの提供を受けないとき、又は当社が代替レンタカーを提供することができないときは、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由による場合は、当社は、可能な限り、借受人に対し代替レンタカーの提供を申し込むものとします。代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 3 項を準用します。

6. 前項の場合において、借受人が代替レンタカーの提供を受けないとき、又は当社が代替レンタカーを提供することができないときは、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

7. 借受人及び運転者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本条に定める措置のほか、レンタカーを使用できなかったことにより生じる損害について当社に対していかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 29 条（賠償責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中に、借受人又は運転者の故意又は過失により、第三者又は当社に損害を与えた場合には、その一切の損害（対人損害、対物損害、レンタカーの修理費用、営業上の損害、ノンオペレーションチャージ、弁護士費用を含むが、これらに限られない。）を賠償する責任を負うものとします。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難又は借受人若しくは運転者の責に帰すべき事由による故障により当社がそのレンタカーの利用ができないことによる損害については、別紙【ノンオペレーションチャージ】に定めるノンオペレーションチャージとして、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。ただし、レンタカー車内の汚損又は臭気については、ノンオペレーションチャージの対象とせず、別紙【免責・NOC 対象外の損害について】の定めにより、借受人又は運転者が清掃、修理又は交換に要する費用の全額を負担するものとします。

3. 借受人又は運転者は、約款第 16 条第 1 項（7）飲酒運転の禁止に定める事項に違反した場合には、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して別紙【違約金一覧】に定める違約金を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

4. 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害につい

ては、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

5. 当社の責に帰すべき事由によりレンタカーを使用することができないときは、当社は、その間に借受人、運転者及び同乗者に生じた宿泊及び移動に要する費用を、別紙【当社の負担限度額】に定める額を上限として負担するものとします。ただし、当社が代替レンタカーを提供したときは、その提供後に生じた費用については、この限りではありません。

6. 前項に定めるもののほか、当社の責に帰すべき事由により借受人又は運転者に損害が生じた場合には、当社は、通常生ずべき損害（予約済みの宿泊施設、キャンプ場、フェリーその他の施設又は運送機関を利用できなかったことにより負担した取消料、旅程の変更に要した費用その他当社の債務の不履行から通常生ずる損害をいいます。）に限り、当該貸渡契約に係る貸渡料金相当額を上限として賠償の責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときは、この限りではありません。

7. 当社の責に帰することができない事由によるレンタカーの故障その他の障害については、当社は、これによって借受人又は運転者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 30 条（保険）

1. 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。なお、借受人又は運転者が独自に加入する損害保険契約により、レンタカーに関わる事故の賠償が可能な場合は、当社のレンタカーに関わる損害保険契約に優先して適用します。但し、それらの保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

（1）対人補償 1 名につき無制限（自賠責保険を含む）

（2）対物補償 1 事故につき無制限

（3）人身傷害補償 1 名につき 5,000 万円まで（搭乗中のみ補償）

（4）車両保険 車両に準ずる

・ハイエースレンタカー（免責　200,000 円）

・デュカトレンタカー（免責　300,000 円）

2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3. 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4. 本条第 1 項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。ただし、レンタカーの引渡しまでに借受人が免責補償制度に加入し、免責補償料を支払った場合、次の各号のいずれかに該当するときを除き、当社が当該免責額を負担します。

（1）警察及び当社に届出のない事故

（2）保険金が支払われない事故

（3）貸渡し後に第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当して発生した事故

（4）第 16 条第 2 項に定める条件に違反して発生した事故

（5）第 19 条第 1 項第 4 号に定めるドライブレコーダーの故意の停止又は記録データの故意の消去がなされた状態で発生した事故

（6）借受期間を無断で延長し、当該延長後に発生した事故

5. 公道以外での走行（サーキット場など）、悪路の走行、自動車レースでの走行など無謀運転での過失は保険補償の対象外となり、借受人又は運転者の全額負担となります。

6. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第 30 条の 2（ノンオペレーションチャージ補償制度）

1. 借受人は、レンタカーの引渡しまでに別紙【免責額・ノンオペレーションチャージ補償制度】に定める NOC 補償料を支払うことにより、ノンオペレーションチャージ補償制度（以下「NOC 補償制度」という）に加入することができるものとします。

2. 借受人が NOC 補償制度に加入した場合、当社は、第 29 条第 2 項に定めるノンオペレーションチャージ（レンタカーが自走して予定の返還場所に返還されたか否かを問わない）の全額について、その支払を免除するものとします。

3. 前項の規定は、第 30 条第 4 項各号のいずれかに該当する事故、及び別紙【免責・NOC 対象外の損害について】に定める損害には適用しないものとします。

第 8 章 解除

第 31 条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、約款第 5 章の定めにより直ちにレンタカー及び付属品を当社に返還するとともに、未精算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを当社に支払います。

2. 本条第 1 項の場合、当社は受領済の貸渡料金、免責補償料等の一切を借受人に返還しないものとします。

第 32 条（同意解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

2. 前項の解約があったときは、当社は、レンタカーの返還後の借受期間（以下「残りの期間」といいます。）について取消しがあったものとして取り扱います。この場合、借受人は、残りの期間に対応する貸渡料金について、別紙【取消に関する規定】に定める取消料を当社に支払うものとします。

3. 借受人又は運転者は、前項の取消料のほか、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第 23 条の定めにより、これらを直ちに当社に支払うものとします。

第 9 章 雑則

第 33 条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 34 条（消費税及び遅延損害金）

1. 借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

2. 借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 35 条（細則）

1. 当社は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 36 条（代理貸渡事業者）

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、「個人情報の取扱いについて」、第 12 条、第 16 条、第 25 条及び第 26 条（ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）、第 37 条に関する事項は除くものとします。

第 37 条（準拠法等）

1. 準拠法は、日本法とします。

2. 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第 38 条（約款及び細則の変更）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、借受人の個別の同意を得ることなく、約款及び細則を変更することができるものとします。

（1）変更が借受人の一般の利益に適合するとき。

（2）変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項の変更をするときは、あらかじめ、変更する旨、変更後の約款及び細則の内容並びにその効力発生時期を定め、当該効力発生時期が到来するまでに、当社のホームページへの掲載その他の適切な方法により、これらを周知するものとします。

3. 当社は、前項の周知のほか、当社の営業所への掲示、当社の発行するパンフレット及び料金表への記載その他の方法により、変更後の約款及び細則の内容を明示するものとします。

第 39 条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則　約款は、令和 8 年 11 月 1 日から施行します。

別紙

【支払に関する規定】

当社が第 2 条第 3 項により事前のお支払いを求める場合の金額及び時期は、次のとおりとします。

・取車日まで 2 か月を切って予約を行う場合、又はレンタル総額が 400,000 円未満の場合：貸渡料金の全額を予約時にお支払いいただきます。

・取車日の 2 か月以上前に予約を行い、かつレンタル総額が 400,000 円以上の場合：予約時に貸渡料金総額の 25%を、残額 75%を取車日の 45 日前までにお支払いいただきます。

【取消に関する規定】

1. 取消料

取消料は、貸渡時間及び予定取車日の何日前に消しの申出がなされたかに応じて、次のとおり算定します。

■ 貸渡時間が 72 時間未満の場合

・申込完了後（取車日の 8 日前まで）→ 貸渡料金総額の 10%

・取車日の 7 日前から 4 日前まで→ 貸渡料金総額の 30%

・取車日の 3 日前から 2 日前まで→ 貸渡料金総額の 50%

・取車日の前日以降→ 貸渡料金総額の 100%

■ 貸渡時間が 72 時間以上の場合

・申込完了後（取車日の 31 日前まで）→ 貸渡料金総額の 10%

・取車日の 30 日前から 15 日前まで→ 貸渡料金総額の 30%

・取車日の 14 日前から 8 日前まで→ 貸渡料金総額の 50%

・取車日の 7 日前から 4 日前まで→ 貸渡料金総額の 80%

・取車日の 3 日前から取車日当日まで→ 貸渡料金総額の 100%

※各表とも、取消料の割合は「取消しの申出をした日が取車日の何日前か」で決まります。予約をしたその日に取り消した場合も同じです。（例：取車日の 3 日前に予約をして、同じ日に取り消した場合は、「取車日の 3 日前」を含む区分の取消料がかかります。）

2. 取消料の免除

以下の事由により取消しが生じた場合は、取消料を免除します。

・借受場所、返還場所又は使用予定地域を対象として、緊急事態宣言その他これに類する政府又は地方公共団体の措置が発令された場合

・借受人又は運転者が搭乗を予定していた航空便が欠航した場合（例：台風による定期便の運休等）

・地震、台風その他の災害や人為的事象により、レンタカーの安全な利用が客観的に著しく困難であると当社が合理的に判断した場合

・借受人又は運転者が借受場所までの移動に利用を予定していた公共交通機関が運休し、借受開始日時までに借受場所に到着することが困難となった場合

・上記の事由が借受期間の一部の日にのみ生じる場合は、その日数分に限り取消料を免除し、残りの日数分については前項の取消料を適用します。

・なお、当社は必要に応じて、当該事由を証明する書類（欠航証明書、運休証明書等）の提出を求めることがあります。また、送金手数料は折半とします。

3. 重要事項

・取消しの効力発生日：取消しの効力は、当社が取消しの申出を受領した日時（日本標準時）を基準として判断します。ただし、20 時（日本時間）以降に受領した取消しの申出は、翌日に受領したものとして取り扱います。

・一部取消し（借受日数の減少）：借受日数を減少させる場合は、減少分について一部取消しとして取り扱い、当該減少部分に対して本取消規定を適用します。

・返金処理：木曜日の正午（日本時間）までに受領した返金依頼は、その週の金曜日に送金いたします。以降（木曜日の午後以降）に届いた分は、翌週の金曜日に返金いたします。返金が発生する場合は、適用される取消料を控除したうえで行います。送金手数料は、借受人の都合による取消し又は変更の場合は借受人の負担、第 4 条第 4 項に定める事由による場合は当社と借受人の折半、当社の都合による場合は当社の負担とします。

・日程変更：取車日の 8 日前までに貸渡日程の変更の申出があり、かつ変更後の日程に空きがある場合は、初回に限り、予約事務手数料は発生しません。2 回目以降の日程変更については、1 回の変更につき 3,000 円の予約事務手数料を申し受けます。日程変更により差額の返金が必要な場合、当該返金は銀行振込手数料その他の事務手数料を控除したうえで行い、これらの費用は借受人の負担とします。

・取車日の 7 日前以降の日程変更：取車日の 7 日前から取車日当日まで（この期間内に予約をした場合は、予約当日を含む）の間に、借受人の都合により貸渡日程の変更の申出があった場合は、日程変更ではなく当初の予約の取消しとして取り扱います。この場合、貸渡時間に応じて本規定 1. に定める取消料のうち、申出を受領した日に対応する取消料を申し受けます。変更後の日程での利用を希望する場合は、新たな予約として取り扱います。

【ノンオペレーションチャージ】

① ハイエースレンタカー

・レンタカーで自走して予定の返還場所へ返還された場合：200,000 円

・レンタカーで自走して予定の返還場所へ返還されなかった場合：300,000 円

② デュカトレンタカー

・レンタカーで自走して予定の返還場所へ返還された場合：300,000 円

・レンタカーで自走して予定の返還場所へ返還されなかった場合：400,000 円

【免責額・ノンオペレーションチャージ補償制度】

① ハイエースレンタカー：免責補償制度 24 時間ごとに 5,000 円／ノンオペレーションチャージ補償制度 24 時間ごとに 3,000 円

② デュカトレンタカー：免責補償制度 24 時間ごとに 6,000 円／ノンオペレーションチャージ補償制度 24 時間ごとに 4,000 円

※本免責補償制度及び NOC 補償制度は、第 30 条第 4 項各号に定める次の場合には適用されず、借受人又は運転者が免責額及びノンオペレーションチャージを負担します。

・警察又は当社のいずれかに届出のない事故

・保険金が支払われない事故

・第 16 条第 1 項各号に該当して発生した事故

・第 16 条第 2 項に定める入国日制限期間の条件に違反して発生した事故

・ドライブレコーダーの故意の停止又は記録データの故意の消去がなされた状態で発生した事故

・借受期間を無断で延長し、当該延長後に発生した事故

【燃料精算金】

一律 15,000 円

燃料パック（第 23 条第 2 項ただし書）：15,000 円（レンタカーの引渡しまでにお申し込みいただいた場合は、燃料を補充せずに返還することができます。）

【免責・NOC 対象外の損害について】

以下の損害は、免責補償制度及びノンオペレーションチャージ補償制度の補償対象外となります。該当する損害が確認された場合、借受人は別途費用を全額負担するものとします。

＜対象外となる損害＞車内家具の擦り傷・破損／電装設備の損傷／シート等の汚損／喫煙又は過度の調理による残臭／燃料の誤給油／付属品の破損・汚損／その他、約款において保険又は補償の適用外と定める事項

＜費用の算定基準＞

修理・清掃を要する場合：修理・清掃費用

使用不能の場合：代替品の購入金額

【手数料一覧】

・予約事務手数料（第 3 条第 1 項）：1 回の変更につき 3,000 円

【違約金一覧】

本約款に定める違約金及び違約料の額は、次のとおりとします。

・GPS 機能を故意に停止させ、又は記録データを故意に消去した場合（第 18 条第 1 項第 5 号）：10,000 円

・ドライブレコーダーを故意に停止させ、又は記録データを故意に消去した場合（第 19 条第 1 項第 4 号）：10,000 円

・飲酒運転の禁止に違反した場合（第 29 条第 3 項）：300,000 円

・緊急用携帯電話を定められた使用目的の範囲を超えて使用した場合（別紙【緊急用携帯電話の取扱い】4）：30,000 円

・当社の承諾なく借受期間を超過して返還した場合の超過料金（第 22 条第 3 項）：超過した時間に対応する貸渡料金の 1.5 倍

【当社の負担限度額】

第 29 条第 5 項により当社が負担する宿泊及び移動に要する費用は、借受人、運転者及び同乗者 1 名につき、両費用の合計で 30,000 円を上限とします。

【セキュリティデポジット】

1. 当社は、レンタカーの引渡しにあたり、借受人に対し、当社所定の額の保証金（以下「セキュリティデポジット」といいます。）の預託を求めることができるものとします。

2. セキュリティデポジットは、【免責・NOC 対象外の損害について】に定める損害並びに未精算金、違約金、損害賠償金、借受人又は運転者の責に帰すべき事由により生じたトラブルの解決に必要な事務費用（交通費、人件費その他関連費用を含む）、その他本契約に基づき借受人が負担すべき金員の支払に充当することができるものとします。

3. 前項に定める損害等が確認された場合、当社は借受人に対して別途修理費用等を請求します。借受人は、当社からの請求日より 7 日以内に当該費用をお支払いいただくものとし、当社はお支払いの確認後、速やかにセキュリティデポジットの全額を返還するものとします。

4. 借受人が前項の期限までに支払わないとき、又は借受人の出国その他の事情により支払が見込めないと当社が合理的に判断したときは、当社はセキュリティデポジットを当該費用に充当し、残額があ

るときはこれを借受人に返還するものとします。この場合、残額の返還に要する送金手数料その他一切の費用は借受人の負担とし、当社は当該費用を残額から差し引いて返還するものとします。充当してもなお不足があるときは、借受人は直ちにその不足額を支払うものとします。

5. レンタカーが良好な状態で返還され、第 2 項に定める充当事由が存在しない場合には、当社は、レンタカー返還日から 1 週間以内にセキュリティデポジットの全額を返還するものとします。

6. セキュリティデポジットの額は、原則として 5 万円とします。ただし、当社は、貸渡期間、車種、利用状況その他の事情を総合的に考慮し、合理的な範囲内で当該金額を変更することができるものとします。

7. セキュリティデポジットには利息を付さないものとします。

【ETC カードの取扱い】

1. 当社は、レンタカーの引渡しにあたり、借受人が自ら ETC カードを取得することが合理的に困難であると認められる場合（外国人利用者を想定）には、借受人に対し当社所定の ETC カードを無料で貸渡すことができるものとします。

2. 借受人又は運転者は、ETC カードの使用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。ETC カードは、貸渡を受けたレンタカー以外の車両で使用してはならないものとします。ETC カードは、借受人及び運転者以外の第三者に使用させてはならないものとします。

3. 借受人は、レンタカーの返還と同時に ETC カードを当社に返還するものとします。ETC カードの紛失・盗難その他の事由により ETC カードを返還できない場合、借受人は直ちに当社に通知するものとし、再発行費用その他これにより生じた一切の損害を負担するものとします。

4. ETC カードの利用料金は、返還後に当社が利用明細を確認のうえ、借受人に請求するものとします。なお、請求金額は ETC 利用料金に決済手数料（利用料金の 5.6%）を加算した金額とします。借受人は、当社からの請求を受けた日より 3 日以内に当該料金を支払うものとします。

5. 当社は、当該料金のお支払いを確認した後、速やかにセキュリティデポジットの全額を返還するものとします。なお、セキュリティデポジットの充当事由が他に存在する場合は、それらすべてのお支払いが確認できた後に返還します。

【緊急用携帯電話の取扱い】

1. 当社は、レンタカーの引渡しにあたり、借受人が自ら通信手段を確保することが合理的に困難であると認められる場合（外国人利用者を想定）には、借受人に対し当社所定の緊急用携帯電話を無料で貸渡すことができるものとします。

2. 借受人又は運転者は、緊急用携帯電話の使用にあたり、次の事項を遵守するものとします。
（1）緊急用携帯電話の使用目的は、次に掲げるものに限り、これ以外のいかなる利用も認められないものとします。
・事故、故障、盗難その他の緊急時における、日本国内の警察及び消防・救急への連絡

・事故、故障、盗難その他の緊急時における、当社、当社が指定する保険会社及びロードサービス事業者への連絡
・当社からの連絡の受信

（2）緊急用携帯電話を、借受人及び運転者以外の第三者に使用させてはならないものとします。

3. 借受人は、レンタカーの返還と同時に緊急用携帯電話を当社に返還するものとします。紛失・盗難・破損その他の事由により返還できない場合、又は返還された緊急用携帯電話に損傷が確認された場合、借受人は直ちに当社に通知するものとし、再調達費用、修理費用その他これにより生じた一切の損害を負担するものとします。

4. 本条第 2 項に定める使用目的の範囲を超えて使用された場合、又は国際通話料金その他の通信料金、付加サービス料金等が発生した場合、借受人は、当社が利用明細を確認のうえ請求する金額の全額に加え、別紙【違約金一覧】に定める違約金を、当社からの請求を受けた日より 3 日以内にお支払いいただくものとします。

5. 当社は、当該料金のお支払いを確認した後、速やかにセキュリティデポジットの全額を返還するものとします。なお、セキュリティデポジットの充当事由が他に存在する場合は、それらすべてのお支払いが確認できた後に返還します。